

事務所通信



発行:種子田社会保険労務士事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田 1-1-9

TEL 080-5381-5830 FAX 099-297-5095 e-mail sharoushi@taneda.biz

令和5年度 厚生労働省関係の主な制度変更をチェックしておきましょう

法改正・施行 令和 5 年度がスタートしたところですが、さまざまな制度変更が行われ、新しい制度での行政 の運営が本格化していきます。令和 5 年 4 月からの厚生労働省関係の制度変更にはどのようなもの があるのか? 制度変更のポイントを確認しましょう。

□ 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ(中小企業)

【主な対象者:中小企業で働く労働者とその使用者】

- ・中小企業の月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を25%から50%に引き上げる。
- □ 賃金のデジタル払い制度の開始

【主な対象者:事業者、労働者等の関係者】

- ・従来から認められていた銀行口座等に加え、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への賃金支払を認める。
- □ 雇用保険料率の変更【主な対象者:労働者及び事業主】
 - ・令和 5 年度の失業等給付に係る雇用保険料率を 8 / 1,000 とする(令和 4 年 10 月~ 令和 5 年 3 月は 6 / 1,000)。
 - ※これを労使折半する。合わせて、育児休業給付に係る分を労使折半し、二事業に 係る分を事業主が負担する。
 - ⇒ <u>-般の事業における雇用保険料率(令和5年度)は、15.5/1,000(労働者負担分</u>は6/1,000、事業主負担分は9.5/1,000)となる。





令和5年度の業務改善助成金についてお知らせ

助成金

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。令和5年度の申請期限等が公表されました。助成金の要件に該当するときは、利用を考えてみるとよいかもしれません。

□ 申請期	录:	令和	6 年	- 1 月	31	H	
-------	----	----	-----	-------	----	---	--

□ 助成内容については、令和4年度の助成内容から変更はありません。

ただし、事業完了期限や助成金お支払いの手続きは一部変更。

【変更点】・事業完了期限は、令和6年2月28日まで。

(やむを得ない理由があるときは、任意の理由書を添付することにより、事業完了期限が令和6年3月31日までに延長される場合がある)

・昨年度までは「支払請求書」の送付後に助成金を支払っていたが、「実績報告書」 と同時に提出してもらう「支給申請書」に基づき支払う。

助成上限額

決定済み

/					
ロース 最低			助成上限額		
	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者	
		1人	30万円	60万円	
30円 コース 30円		2~3人	50万円	90万円	
	30円以上	4~6人	70万円	100万円	
		7人以上	100万円	120万円	
		10人以上**	120万円	130万円	
45円 コース ^{45円以}		1人	45万円	80万円	
		2~3人	70万円	110万円	
	45円以上	4~6人	100万円	140万円	
		7人以上	150万円	160万円	
		10人以上**	180万円	180万円	
60円 60円以上		1人	60万円	110万円	
		2~3人	90万円	160万円	
	4~6人	150万円	190万円		
	7人以上	230万円	230万円		
		10人以上**	300万円	300万円	
90円 コース		1人	90万円	170万円	
		2~3人	150万円	240万円	
	90円以上	4~6人	270万円	290万円	
		7人以上	450万円	450万円	
		10人以上*	600万円	600万円	

^{※ 10}人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

肋成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3 / 4 (4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者と なります。なお、②・③に該当する場合は、 助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金 要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920 円未満である事業者
全産量 ② 要件	売上高や生産量などの事業活動を示す 指標の直近3か月間の月平均値が前年 前々年または3年前の同じ月に比べて 15%以上減少している事業者
物価 ③ 高騰等 要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント*以上低下している事業者

^{※「%}ポイント (パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

令和6年4月からの無期転換ルール及び労働契約関係の明確化

施行前の改正 令和5年3月30日、「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第39号)」などが公布され、令和6年4月1日から、無期転換ルール及び労働契約関係の明確化が図られることになりました。厚生労働省のリーフレットから、そのポイントを確認しましょう。

・・・・・・・・厚労省のリーフレット「2024年4月から労働条件明示のルールが変わります」より・・・・・・・・・・・・

労働契約の締結・更新のタイミングの 労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング

新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時

1. 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の締結時と更新時

2. 更新上限 (通算契約期間または更新回数の上限) の有無と内容

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に**あらかじめ**説明することが必要になります。

3. 無期転換申込機会

無期転換ルール*に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時

4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態 に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約 労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約 (無期労働契約) に転換する制度です。

お仕事 カレンダー 5月 5/10

● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/15

- 障害者雇用納付金の申告と納付期限
- 障害者雇用調整金の申請期限

5/31

- 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- 自動車税(都道府県の指定日まで)・軽自動車税の納付(市町村の指定日まで)